第４３８回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和７年３月２５日（火）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１５人

１番　井上隆市委員	２番　江口勘四郎委員	３番　尾形智代委員
４番　上妻一実委員	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
１０番　奈良崎洋一委員	１１番　長沼健司委員	~~１２番　松田陽一委員~~
１３番　鈴木萬四郎委員	１４番　後藤敏秀委員	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　　８人
平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、北澤徹推進委員、
木村武志推進委員、中島伸一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員
傍聴　　なし

４　欠席委員　１２番　松田陽一委員

５　議事日程
日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　第５１５回農用地利用集積計画（所有権移転）について
日程５　議　第３号　第５１６回農用地利用集積計画（利用権設定）について
日程６　議　第４号　第５１７回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について
日程７　議　第５号　農用地利用集積等促進計画（転貸を伴う利用権設定）について
日程８　報告第１号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程９　報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程10　報告第３号　使用貸借契約の解約書の届出について

６　事務局出席職員
事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

7　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、３月１８日に告示になりました、第４３８回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和７年３月１８日、上山市農業委員会告示第３号により、令和７年３月２５日、第４３８回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和７年３月１８日付け農委第３４８号をもって、第４３８回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４３８回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１５人となっております。なお、１２番、松田陽一委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が８人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、１番、井上隆市委員、１４番、後藤敏秀委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。貸し人は長清水二丁目在住の〇〇氏、無職、借り人は長清水二丁目在住の〇〇氏、農業であります。石堂及び長清水一丁目地内の畑２筆について、賃借権を設定するもので、

	土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。借り人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。８番、冨田憲一委員。
冨田委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。１９日に〇〇氏立ち合いの下現地調査を行いました。今まで耕作していた方の管理が良く、畑もさくらんぼの木も状態が良く、畑に井戸もあることから耕作に適しております。ただ、民家に近いことから消毒には気を付けて頂きたいとお話しさせて頂きました。よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の２ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。貸し人は関根在住の〇〇氏、農業、借り人は金生東一丁目在住の〇〇氏、農業であります。関根地内の畑２筆について、使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。借り人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たす

	と考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、新規就農希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長より調査結果について報告をお願いします。
長沼委員長	○○氏から聞き取りを行いましたので、結果を報告します。１８日に聞き取り調査を行いました。借り人の○○氏は神奈川県出身で、認定新規就農者になります。○○氏の父と○○氏がいとこの関係で、○○氏のもとで２年間研修をしてから、来年度から新規参入となります。今は１反６畝歩くらいですが、ゆくゆくは○○氏からもっと畑を借りて作物を作っていくということだそうです。
議長	ありがとうございました。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１５番、原田広幸委員。
原田委員	整理番号１について、現地調査の結果を報告します。２４日に○○氏に電話で話を聞きました。○○さんはやまがた農業支援センターで２年間研修を受けまして、この春研修があけるということで○○氏から畑２筆を借りてさくらんぼと桃を栽培する予定です。将来的にはもう少し面積を増やして規模を拡大するということです。特に問題はないと思いますが、よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち使用貸借権の設定の整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、第５１５回農用地利用集積計画の所有権移転につ

	いて議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第２号、第５１５回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の３ページをお開きください。７件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。譲受人は細谷在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は三上在住の〇〇氏であります。三上地内の畑１筆について所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。譲受人は皆沢在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は皆沢在住の〇〇氏であります。皆沢地内の畑２筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。譲受人は皆沢に事務所を有する株式会社〇〇、認定農業者、譲渡人は皆沢在住の〇〇氏であります。皆沢地内の田畑９筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。譲受人は藤吾在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は山形市に事務所を有する破産者〇〇破産管財人弁護士〇〇氏であります。赤坂地内の田２筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について説明いたします。譲受人は関根在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は関根在住の〇〇氏であります。関根地内の畑２筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言無しと認めます。お諮りいたします。整理番号５については原案の通り許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号６について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号６について説明いたします。譲受人は高松在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は関根在住の〇〇氏であります。関根地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号６については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号７について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号７について説明いたします。譲受人は相生に事務所を有する株式会社〇〇、認定農業者、譲渡人は関根在住の〇〇氏であります。関根地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程５、議第３号、第５１６回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第３号、第５１６回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の５ページをお開きください。４件の申請がございました。 整理番号１について説明いたします。借り人は相生在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は相生在住の〇〇氏であります。相生地内の田１筆に

	ついて、期間満了に伴い賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり） 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号２について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。借り人は楢下在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は山形市在住の〇〇氏であります。三上地内の畑１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり） 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長	整理番号３について説明いたします。借り人は皆沢に事務所を有する株式会社〇〇、認定農業者、貸し人は長清水一丁目在住の〇〇氏であります。皆沢地内の田２筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４について事務局長より提案理由の説明をいたしますが、私が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により退席し、同法第５条第５項の規定により、議長を会長職務代理者に代わります。 （木村会長　退席、　原田会長職務代理者　着席）
議長 （職務代理）	それでは、事務局長より説明をいたします。
事務局長	整理番号４について説明いたします。借り人は久保川在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は久保川在住の〇〇氏であります。久保川地内の田１筆について、賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長 （職務代理）	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長 （職務代理）	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長 （職務代理）	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、木村会長の着席を許可し、議長を会長に代わります。
	（木村会長　着席）
議長	日程６、議第４号、第５１７回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたしますが、上妻一実委員が当事者となっておりますので、農業委員会に関する法律第３１条第１項の規定により、上妻委員の退席を求めます。
	（上妻委員　退席）
事務局長	議第４号、第５１７回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の７ページをお開きください。１１３件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１から３３は関連がありますので一括して説明いたします。借り人は小倉に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は小倉在住の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇、〇〇氏、〇〇氏、山形市在住の〇〇氏、小倉在住の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。小倉地内の畑７５筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１から３３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。ここで、上妻委員の着席を許可します。
	（上妻委員　着席）
議長	次に、整理番号３４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３４について説明いたします。借り人は十日町在住の〇〇氏、貸し人は美咲町二丁目在住の〇〇氏であります。仙石地内の田２筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３５について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３５について説明いたします。借り人は久保手在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。久保手地内の田１筆について賃

	借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３６及び３７は関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３６及び３７について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏及び阿弥陀地在住の法定相続人代表〇〇氏であります。阿弥陀地地内の畑２筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３６及び３７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３８について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長	整理番号３８について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は金瓶在住の〇〇氏であります。金瓶地内の畑１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３８については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３９から４９は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３９から４９について説明いたします。借り人は山形市に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は金瓶在住の〇〇氏、山形市在住の〇〇氏、久保手在住の〇〇氏、〇〇氏、法定相続人代表〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏及び〇〇氏であります。金瓶及び久保手地内の田１５筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３９から４９については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５０及び５１は関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５０及び５１について説明いたします。借り人は仙石在住の〇〇氏、貸し人は金生西三丁目在住の〇〇氏及び山形市在住の〇〇氏であります。仙石地内の田４筆について使用貸借権又は賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５０及び５１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５２について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５２について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は新町一丁目在住の〇〇氏であります。泉川地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５３について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５３について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の畑４筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５４及び５５は関連がありますので事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５４及び５５について説明いたします。借り人は相生に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は金生西二丁目在住の〇〇氏及び三上在住の〇〇氏であります。相生及び三上地内の畑１３筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５４及び５５につ

	いては原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５６について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５６について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は三上在住の〇〇氏であります。三上地内の畑１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５６については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５７について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５７について説明いたします。借り人は弁天一丁目在住の〇〇氏、貸し人は細谷在住の〇〇氏であります。細谷地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５８から６１は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５８から６１について説明いたします。借り人は原口在住の〇〇氏、貸し人は上生居在住の〇〇氏、原口在住の〇〇氏、〇〇氏及び小笹在住の〇〇氏であります。原口及び小笹地内の田４筆について、賃借権を設定又は期間満了に伴い再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５８から６１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号６２から７０は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号６２から７０について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、泉川在住の〇〇氏、山形市在住の〇〇氏、上生居在住の〇〇氏、山形市在住の〇〇氏、大門在住の〇〇氏及び須田板在住の〇〇氏であります。牧野、中生居、菖蒲及び須田板地内の田１４筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上

	の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
黒田委員	借り人の〇〇氏は、水稲栽培はほとんどないと記憶している。いきなり２町歩近く借りて管理できるのか。以前〇〇氏ではないが、阿弥陀地地内の農地が中間管理機構を通した貸し借りで、耕作されず１、２年で耕作放棄地になっている所がある。事務局では中間管理を通した転貸の際、農地委員会の新規就農者への聞き取りのように、耕作するに足る人物なのかや耕作した後の確認や指導はしているのか。
事務局	〇〇氏については中間管理機構として本人へのヒアリングは行っておりませんが、新規で農地を取得する方においては農地専門委員会を開くとことなっております。〇〇氏については昨年認定農業者の申請をしており、上山市の担い手育成推進支援協議会で審査され、認定を受けたところになります。一定程度そちらの協議会でヒアリングを行っているものになります。今後中間管理機構を通して貸付をした所で管理が悪い所については事務局でも把握しており、そちらについては今後改めて注意、指導をしていかなければならないと思っているところです。〇〇氏につきましては地域連携推進員の方で聞き取りを行ったうえでマッチングをしているところでありますので、事務局としては不許可とまではいかないと思い提案をしているところでございます。
黒田委員	借りたいから誰にでも貸すのではなく、そのあたりを見極めて頂きたい。
会長	機械も準備してあり、その点は心配はないかと思われます。また、半分がほとんどそばであり、今までそば組合の方で頑張っていたため、その点は問題ないのではないかと私自身も感じております。
議長	そのほかございますか。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号６２から７０につ

	いては原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号７１から７３は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号７１から７３について説明いたします。借り人は金生一丁目在住の○○氏、貸し人は楢下在住の○○氏、金生西二丁目在住の○○氏及び中生居在住の○○氏であります。楢下、宮脇及び下生居地内の田８筆について使用貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号７１から７３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号７４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号７４について説明いたします。借り人は細谷在住の○○氏、貸し人は細谷在住の○○氏であります。細谷地内の畑２筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号７４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号７５から８０は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号７５から８０について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は楢下在住の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、宮脇在住の〇〇氏、久保川在住の〇〇氏及び天童市在住の〇〇氏であります。楢下地内の田７筆について賃借権又は使用貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号７５から８０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号８１及び８２は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８１から８２について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、貸し人は中生居在住の〇〇氏及び下生居在住の〇〇氏であります。中生居及び下生居地内の田２筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３

	項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８１から８２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号８３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８３について説明いたします。借り人は下生居在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の畑１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号８４及び８５は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８４及び８５について説明いたします。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は皆沢在住の〇〇氏及び楢下在住の〇〇氏であります。

	皆沢及び楢下地内の田７筆について、期間満了に伴い賃借権又は使用貸借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８４及び８５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号８６について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８６について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。宮脇地内の田１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８６については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号８７及び８８は関連がありますので一括して事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長	整理番号８７及び８８について説明いたします。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は石曽根在住の〇〇氏及び河崎二丁目在住の法定相続人代表〇〇氏であります。石曽根地内及び高松地内の田２筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定又は設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８７及び８８については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号８９について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８９について説明いたします。借り人は高松在住の〇〇氏、貸し人は高松在住の〇〇氏であります。高松地内の田１筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８９については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号９０について事務局長より提案理由の説明をいたしますが、私が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により退席し、同法第５条第５項の規定により、議長を会長職務代理者に代わります。 （木村会長　退席、　原田会長職務代理者　着席）
議長 （職務代理）	それでは、事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号９０について説明いたします。借り人は久保川在住の〇〇氏、貸し人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第１８条第３項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長 （職務代理）	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長 （職務代理）	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号９０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長 （職務代理）	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。 ここで、木村会長の着席を許可し、議長を会長に代わります。 （木村会長　着席）
議長	日程７、議第５号、農用地利用集積等促進計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長	議第５号、農用地利用集積等促進計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の２８ページをお開きください。２３件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１及び２は関連がありますので一括して説明いたします。借り人は中山在住の○○氏、貸し人は宮城県仙台市在住の○○氏及び中山在住の○○氏であります。中山地内の田７筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１及び２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。借り人は金谷在住の○○貸し人は金谷在住の○○氏であります。金谷地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号４について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について説明いたします。借り人は細谷在住の○○氏、貸し人は山形市在住の○○氏であります。細谷地内の畑５筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について説明いたします。借り人は東町在住の○○氏、貸し人は権現堂在住の○○氏であります。権現堂地内の畑１２筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号６について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号６について説明いたします。借り人は十日町在住の○○氏、貸し人は金生東一丁目在住の○○氏であります。金生地内の田２筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号６については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号７について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号７について説明いたします。借り人は相生に事務所を有する株式会社○○、貸し人は相生在住の○○氏であります。相生地内の畑１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号８について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８について説明いたします。借り人は中山在住の○○氏、貸し人は中山在住の○○氏であります。中山地内の田３筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号８については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号９について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号９について説明いたします。借り人は原口在住の○○氏、貸し人は楢下在住の○○氏であります。楢下地内の田１筆について使用貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号９については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１０について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１０について説明いたします。借り人は下生居在住の○○氏、貸し人は上生居に事務所を有する○○であります。上生居地内の畑１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１０については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１１について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１について説明いたします。借り人は菖蒲在住の○○氏、貸し人は大門在住の○○氏であります。大門及び菖蒲地内の田畑６筆について使用貸借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１１については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

	（異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号１２について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号１２について説明いたします。借り人は小倉に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は小倉在住の法定相続人代表〇〇氏であります。小倉地内の畑３筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、基盤法第２２条の５の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。
長沼委員	この案件についてではないが、議第４号の農用地利用集積計画と議第５号の農用地利用等促進計画の違いを教えてもらいたい。今後全部農用地利用等促進計画に変わるのか。
事務局	議第４号の農用地利用集積計画についてはこれまでもお諮りしてきたものになります。こちらについては地域計画が出来るまで使えるものになってございます。地域計画につきましては３月下旬に完成しに公告される予定でして、それ以降は集積計画は使えないことになります。地域計画の公告以降は議第５号に提案させて頂いております促進計画に切り替わることになっておりまして、地域経過の目標地図に基づいたもののみ促進計画で貸し借りをしていくものになっております。なお議第４号につきましては今年の３月から賃貸借契約が発生するものになりますが、議第５号につきましては、一旦農業委員会から農地中間管理機構に提出させて頂きまして、農地中間管理機構から県へ提出され公告をするという形になってございまして、契約期間が５月３１日からになります。今後につきましては農用地利用等促進計画のみが提案されるものとなります。
長沼委員	契約期間は基本１０年であるが、始期が令和７年５月３１日からの契約なの終期が令和１７年の１１月３０日までなのはなぜか。
事務局	こちらにつきましては農地中間管理機構で設定しているものになって

	おりまして、ご了承居頂ければと思います。
後藤委員	目標地図にない案件があった場合、期間はどうなるのか。変更をかける必要があるかと思うが、時間が掛かるのか、短期間で可能なのか。
事務局	促進計画については目標地図に基づいて行うものとなりますが、染めなかった箇所については事後の修正が可能となっておりますので、タイムラグはあまりないものとなります。一方目標地図で既に誰かの色で染まっている箇所をその方でない方が作る場合は、原則として目標地図の修正をした上で促進計画の策定となっております。期間につきましては始まったばかりで現在明確にお答えすることが出来ませんが、農林夢づくり課と協議をしまして出来るだけ速やかに期間の設定をできるようにと考えております。
会長	毎月案件が出てこない場合もあるのか。
事務局	こちらにつきましては、基本的には毎月となりますが、農繁期である７月～９月を抜いたものとなります。
井上委員	勉強会を開いて頂きたい。
事務局長	勉強会につきましては設定していきたいと考えております。
議長	そのほかございませんか。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程８、報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の３２ページをお開きください。２８件の届出がございました。 整理番号１について報告いたします。貸し人は楢下在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。楢下地内の田２筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２及び３は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２及び３について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は宮脇在住の〇〇氏、借り人は楢下在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第５１７回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、楢下地内の田１筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４から９について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４から９について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は久保川在住の〇〇氏、天童市在住の〇〇氏及び楢下在住の〇〇氏、借り人は楢下在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第５１７回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、楢下地内の田４筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１０について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１０について報告いたします。貸し人は楢下在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。先ほど議決いただきました第５１７回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、楢下地内の田１筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１１及び１２は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１１及び１２について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は永野在住の〇〇氏、借り人は永野在住の〇〇氏であります。永野地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１３について報告いたします。貸し人は上生居在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人〇〇であります。中生居及び上生居地内の田畑２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わりま

	す。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１４及び１５は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１４及び１５について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は永野在住の法定相続人代表〇〇氏、借り人は永野在住の〇〇氏であります。永野地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１６及び１７は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１６及び１７について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号１８及び１９は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号１８及び１９について報告いたします。公益財団法人やまが

	た農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は皆沢在住の○○氏、借り人は河崎三丁目在住の○○氏であります。小穴地内の畑２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２０及び２１は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２０及び２１について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は泉川在住の○○氏、借り人は旭町一丁目に事務所を有する株式会社○○であります。泉川地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２２及び２３は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２２及び２３について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は久保手在住の法定相続人代表○○氏、借り人は山形市に事務所を有する株式会社○○であります。先ほど議決いただきました第５１７回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、久保手地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２４について報告いたします。貸し人は中山在住の〇〇氏、借り人は中山在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました農用地利用集積等促進計画の転貸を伴う利用権設定のため、中山地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２５及び２６は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２５及び２６について報告いたします。貸し人は皆沢在住の〇〇氏、借り人は皆沢に事務所を有する株式会社〇〇であります。先ほど議決いただきました第５１５回農用地利用集積計画の所有権移転のため、皆沢地内の田畑２筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。
	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号２７及び２８は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号２７及び２８について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は石曽根在住の〇〇氏、借り人は藤吾在住の〇〇氏であります。石曽根地内の田４筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。

議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり） 発言なしと認めます。 日程９、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の３９ページをお開きください。１１件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号５については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり） 発言なしと認めます。 日程１０、報告第３号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の４０ページをお開きください。４件の届出がございました。 整理番号１及び２は関連がありますので一括して報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は楢下在住の〇〇氏、借り人は楢下在住の〇〇氏であります。先ほど議決いただきました第５１７回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定のため、楢下地内の田１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について報告いたします。貸し人は牧野在住の○○氏、借り人は牧野在住の○○氏であります。牧野地内の畑１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号４について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号４について報告いたします。貸し人は相生在住の○○氏、借り人は相生在住の○○氏で、両者は兄弟であります。相生地内の畑１筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後の耕作者は、決定しております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻　午後３時１分）

議事録署名委員

議事録署名委員